

「進化する伝統産業創生事業（ふくしまクリエイティブクラフトアカデミー）」

業務委託に関する仕様書

1 業務名

進化する伝統産業創生事業（ふくしまクリエイティブクラフトアカデミー）

2 事業目的

伝統工芸・地場産業が抱える「消費者のライフスタイルや価値観の変化による需要減少」などの課題解決のため、人材育成や販路開拓に取り組む。

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和7年3月17日(月)までの期間

4 委託業務概要

伝統工芸・地場産業の人材育成や販路開拓に取り組むため、職人や担い手等を対象としたアカデミーを行う。

5 委託業務内容

(1) ふくしまクリエイティブクラフトアカデミーの運営

ア 目的

県内の伝統工芸・地場産業に携わる人材が、デザイン・マーケティング・ブランディング等にかかる知識を習得するための育成講座「ふくしまクリエイティブクラフトアカデミー」を設置し、販売力強化に向けたスキルアップを図る。

イ 受講対象

- ・県内の地場産業に携わる職人・事業者・組合等
- ・県内の地場産業の担い手を目指す者

ウ 内容

以下①、②の2つのカリキュラム構成を企画提案すること。

- ・受講定員は、合計20名程度とする。
- ・コースを設定するにあたり、アカデミー全体のプロデュースを行う人材を確保すること。
- ・各コース年4回以上のセミナー又はワークショップ、実地研修等を行うこと。
- ・アカデミーの開講式および修了式を行うとともに、成果発表の機会を設けること。
- ・受講者は公募により決定する。なお、選考は受託者が福島県と協力して行う。

① 県内事業者（他の工芸品事業者や他業種の事業者）と連携して商品開発するカリキュラム

- ・委託料の範囲内で新商品開発に係る費用の一部を助成すること。助成額は福島県と受託者が協議の上決定すること。

- ・開発した新商品の市場評価を探るために、首都圏等の発信力の高い場所やECサイト等でテストマーケティングを実施すること。以下の費用については、受託者が委託費の範囲内で負担すること。

【出店料、賃料、ディスプレイ及び設備等のデザイン料、施工管理費、接客や精算等を行うための販売員にかかる経費、販売促進に向けた広報経費、その他販売に必要と認められる経費】

- ・実店舗等でテストマーケティングする場合は、ディスプレイから販売まで受講生が可能な限り立ち会い、店舗との信頼関係の構築を図ること。また、販売実績についてとりまとめ、福島県に報告すること。
- ② マーケティング、ブランディングを学びながら既存商品のブラッシュアップ及び販路拡大に取り組むカリキュラム
 - ・展示会や商談会、販売会への参加など既存商品の販路拡大に効果的なカリキュラムを提案すること。
 - ・受講生が自ら運営するECサイト、Facebook 又は Instagram 等の支援を行うこと。

(2) 総合的な情報サイトの開設・運営

ア 目的

総合的な情報サイト (<https://fukushima-craft.jp/>) 及び Instagram (fukushima.craft) を運営し、伝統工芸品や地場産業に関する情報発信を行う。

イ 内容

①情報発信

県内伝統工芸品に関する情報収集を行い、WEB サイト等で随時情報発信を行うこと。WEB サイト及び Instagram の運用方法を企画提案すること。また、WEB サイトに誘導するための取組を実施すること。

②担い手確保関連の参加者募集

下記取組について、参加者の募集を行うこと。

- ・ふくしまクリエイティブクラフトアカデミー受講生

③県が実施する伝統工芸品に係る施策に関する情報発信を行うこと。

(4) 独自企画

上記(1)～(3)に連携又は付随して、県内伝統的工芸品の認知拡大・後継者確保に効果的な取組があれば企画提案すること。

(5) その他

ア 事業全体の進行管理

仕様書5-(1)～(4)について、全体の進捗管理と事業執行を適切に行うこと。なお、事業全体のスケジュール及び目指す実績等については、福島県と受託者の協議により改めて決定する。

イ 効果測定

参加事業者にアンケートを実施し、事業効果を測定すること。

6 成果品

実績報告書（正副本 1部ずつ）

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・統括責任者通知書
- ・実施工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・収支決算書
- ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

8 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

9 事業実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行うものとする。また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。